

# 福岡県公報

平成20年1月28日  
第 2 7 7 8 号

## 目 次

告 示 (第130号—第137号)

町の字の区域の設定及び変更	(地 方 課)	..... 1
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	.....10
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....11
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....11
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....11
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	.....12
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	.....13
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	.....13
公 告		
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	.....13
公安委員会		
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	.....15
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	.....16
雑 報		
平成19年度行政書士試験の合格者の発表	(財団法人行政書士試験研究センター・地方課)	.....17

## 告 示

福岡県告示第130号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、大任町長から大任町の字の区域の設定及び変更をする旨の届出があった。

上記処分は、丹波地区の土地改良事業に伴う換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成20年1月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 次の区域を大字大行事字舞谷に編入する。

大 字	字	地 番
大 行 事	座 主 林	328の2、328の3、329の2、329の3、330の2から330の4まで、335の2、335の3、336の2、336の3、337の2の一部、337の3の一部
	口 黒	347の1から347の3までの各一部、348の1から348の3まで、349の1から349の3まで、350の1から350の3まで、351の1、351の2、352の1、352の2、353から361まで、362の1、362の2、373から382まで、904の一部、905の1の一部、907の3の一部、907の4の一部、908の1、908の4、908の5
	桧 木 カ キ	365、366の一部、369の一部、369の2、370の一部、371、372の1、372の2
	百 本	387から389までの各一部、390、391の一部、393、394、397の1の一部、398の1の一部、398の2の一部
藤 田	392の1の一部	
これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部		

2 次の区域を大字大行事字五反田に編入する。

大 字	字	地 番
大 行 事	ヒ ビ カ キ	417、418から420までの各一部、425から427まで、428の1、428の2、429
	中 畦	421から424までの各一部、437から440までの各一部

藪ノ下	432の1の一部
前田	574の1の一部、574の2の一部
ハスワ	605の1の一部、605の2、607の1の一部、607の2、607の3、608の1の一部、608の2、608の3
袖ノ木田	623の1から623の3までの各一部
石原田	624の1の一部、624の2の一部、625の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部

### 3 次の区域を大字大行事字森ノ下に編入する。

大字	字	地番
大行事	松原	198の2、198の4、199の2、200の2、201の1、201の2、202の1、202の2
	棚田	205の2、345の2、345の3
	座主林	337の2の一部、337の3の一部、344の2、346の1、346の2、346の4
	口黒	347の1から347の3までの各一部
	百本	387から389までの各一部
	中畦	421から424までの各一部、437から440までの各一部、441、443、444、446から448まで
	五反田	466の1の一部、466の2の一部
	藪ノ下	469の一部
	畑ヶ間	470の1から470の4まで、471の1、471の3から471の6まで
	溝上畑ヶ間	472の1、472の2
	溝上	473
	井手ノ下	480の1から480の3まで、481の1から481の3まで
	前田	479の2、483の2、483の3
	丹波	482の3
	上河原	529の1の一部、546の2の一部
	前河原	542の2の一部

福田井手ノ下	543の1から543の3まで、544の一部、545の一部
--------	------------------------------

これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部並びに字屋敷133の1、字前田134、字袖ノ木138、139の1、139の2、字松原200の1、字棚田203、204、字丹波482の1、482の2に隣接する水路である町有地の全部

### 4 次の区域を大字大行事字上河原に編入する。

大字	字	地番
大行事	五反田	431の2の一部、431の3、431の4、431の6の一部、431の7の一部、466の1の一部、466の2の一部
	藪ノ下	432の1の一部、432の2、432の3、467、468、469の一部
	中畦	440の一部
	丹波	490の1
	前河原	542の1、542の2の一部
	福田井手ノ下	544の一部、545の一部、550の1、550の5、565
	屋敷	562の1、562の2、563、564、566、567
	前田	574の1の一部、574の2の一部、575、576、577の1、580の1、580の2、581の1、582の1の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部並びに字屋敷573の2、573の3に隣接する水路である町有地の全部

### 5 次の区域を大字大行事字ハスワに編入する。

大字	字	地番
大行事	前田	574の1の一部、582の1の一部
	河原田	585の1、592の1の一部、595の1の一部、596の一部、598の1の一部、599の1、600の1、601の1
	松ノ木	610、611
	袖ノ木田	612の一部、614の1の一部、614の2、615、616の1の一部、616の2、618の一部、621の一部、622、623の1から623の3までの各一部
	石原田	624の1の一部、624の2の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部

## 6 次の区域を大字大行事字元松とする。

大字	字	地番
大行事	松カキ	367の1の一部、367の2の一部
	舞谷	368の1の一部、368の2の一部、399の1の一部、399の2、406の1の一部、406の2、407の1の一部、407の2、663から665まで、667、668、670から685まで
	百本	391の一部、397の1の一部、397の2、398の1の一部、398の2の一部
	藤田	392の1の一部、392の2、408から416まで、626の1、626の2、627、628の1、628の2、629から631まで、632の1、632の2、666、669
	ヒビカキ	418から420までの各一部
	中畦	421の一部
	河原田	592の1の一部、595の1の一部、596の一部、597、598の1の一部、728の1、728の2、729の1、729の2、730、733の1、734の1、735、737の1、738の1
	柚ノ木田	612の一部、613、614の1の一部、616の1の一部、617、618の一部、619の1、619の2、620の1、620の2、621の一部
	石原田	624の1の一部、624の2の一部、625の一部
	溝添	633の1、633の2、634の1から634の4まで、635の1から635の3まで、636の1から636の3まで、637、641の1から641の4まで
	フカミ	638から640まで、660、661の1、661の2、662の1から662の3まで
	宮園	642の1から642の4まで、643の1、643の2、644の1、644の2、645、646の1、646の2、650から652まで、654、655、656の1、656の2、657の1、657の2、658の1から658の3まで、659の1から659の3まで
	長フケ	647から649まで、653、711の1、711の2、712の1から712の3まで

石田	686から688まで、689の1、689の2、690の1、690の2、691の1から691の3まで、692、693、694の1から694の3まで、817の1から817の3まで、818の1から818の3まで、819から821までの各一部、846の1、846の2の一部、846の3、847
ユウス	695の2、696の2、696の3、696の5から696の7まで、697の2から697の5まで
鶴	698の1、698の2、795の1の一部、805の1、806の1、807から811まで
寺田	699の1から699の3まで、700の1、700の2、703の1、703の2、812、813、814の1から814の4まで、815の1、815の2、816の1、816の2
ハットユウ	705の1から705の3まで、706、708の1、708の2、709の1から709の5まで、710の1、710の2
ツル	715の2、715の3、715の5から715の7まで、716の1、716の2
雀	717の1、717の2、718、719の1、719の2、719の4、720の1、721の1、722の1、787の一部、788の一部、791の一部
崩口	713の1から713の3まで、714の1から714の4まで、723の1、724の1、725の1、726、727、731、732
榎町	848、849の1、849の2、850の1から850の4まで、863の2の一部
賢生	851の1、851の2
マガリ	852の1の一部、852の2
曲り	853の1の一部、853の2、896の1の一部、896の3、896の4
平町	895の2の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部並びに字ハットユウ707に隣接する道路である町有地の全部

## 7 次の区域を大字大行事字大内田に編入する。

大字	字	地番
大行事	雀	763の5、764の1、765、766の1、766の2、767の1から767の3まで、768の1、768の2、787の一部、788の一部、789の1、789の2、790、791の一部

鶴	792、793の1、793の2、794、795の1の一部、795の3、798の1
石田	819から821までの各一部
ユズハ	822から826まで、827の1、827の2、828の1、828の2、829の1、829の2
長常	831の2の一部
幸田	1505の1、1505の4の一部、1506の1、1506の2の一部
石原	1508、1509の1、1511の1、1513の1、1513の3の一部、1513の5の一部
甲田	1514の1、1514の2の一部、1514の4の一部、1515の1、1515の2、1516、1517の1から1517の3まで、1518の1、1519の1、1520、1521の1の一部、1522の1の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部

#### 8 次の区域を大字大行事字石田に編入する。

大字	字	地番
大行事	長常	830の1の一部、831の1、831の2の一部、831の3、831の4、832の1の一部、833の1、833の2、834の1から834の3まで、835から837まで
	マガリ	852の1の一部
	曲り	853の1の一部、870、871
	ケンキヲ	854から862まで
	榎町	863の1、863の2の一部、864、865
	賢生	866、867の1、867の2、868、869
	ヌカブ	872から874まで、 <sup>875</sup> <del>878</del> 、877の1、877の2の一部、877の3、878から880まで、881の一部
	野田	882の1の一部、882の2
	平町	890の1の一部、890の2、890の3の一部、891の1の一部、891の2、893の一部、895の1の一部、895の3

これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部

#### 9 次の区域を大字大行事字上牟田とする。

大字	字	地番
大行事	桜木 カキ	366の一部、367の1の一部、367の2の一部、369の一部、370の一部
	舞谷	368の1の一部、368の2の一部
	ヌカブ	877の2の一部
	野田	882の1の一部、883から885までの各一部、886から888まで、922、923、924の1、924の2、925の1の一部、925の2、925の3の一部、925の4、926の一部、927の1の一部、927の2、928、929の1、929の2、930、1364の一部
	平町	889、890の1の一部、890の3の一部、891の1の一部、892、893の一部、894の1、894の2、895の1の一部、895の2の一部
	曲り	896の1の一部、896の2、897の1、897の2、898の1、898の2、899
	口黒	900、901、902の1、902の2、903、904の一部、905の1の一部、905の2、906の1から906の6まで、907の3の一部、907の4の一部
	橋本	913の1、913の2の一部
	ユノコ	914の1から914の3まで、915の1、915の2、916の1、916の2、917、918の1、918の2、919の1、919の2
	大人	920、921
イリウ	931の1、931の2の一部、931の3、931の4の一部、931の5から931の7まで、931の8の一部、931の9、932の1から932の5まで、933の1から933の4まで、934の1から934の3まで、935の1から935の4まで、936の1から936の3まで、937の1から937の5まで	

これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部

#### 10 次の区域を大字大行事字西町とする。

大字	字	地番
大行事	口黒	907の1、907の2、907の5、908の2、908の3
	橋本	909から911まで、912の1、912の2、913の2の一部

狐塚	938の1から938の6まで、939の1、939の2、940の1、940の2、941の1から941の3まで、942の3、943の1、944、945の1、945の3の一部、945の4、945の5、945の8
----	--

これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部並びに字座主林327、328の1、328の4、字狐塚942の2、943の2に隣接する道路、水路である町有地の一部

### 11 次の区域を大字大行事字九反ヶ坪に編入する。

大字	字	地番
大行事	狐塚	945の2、945の3の一部、945の6、945の7
	銚田	1192の3、1213、1214
	屋敷	1215の1、1215の2、1217の1、1217の2、1219の1から1219の3まで、1221の1、1221の2
	牟田口	1218の1から1218の3まで
	ヲリン	1220の1から1220の5まで、1222の1から1222の5まで、1223の1から1223の5まで
	大坪	1232の1、1232の2、1233、1239から1243まで、1244の1、1244の2、1245の1、1245の2
	前田	1234の1から1234の3まで、1235の1、1235の2、1236、1237の1から1237の3まで、1238の1、1238の2
	和田	1246の1、1246の2、1247から1250まで、1269、1270、1271の1、1271の2、1272、1292の1、1292の3
鳥井本ノ	1337の4、1338の8の一部、1338の9	
これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部並びに字山崎浦1170、字屋敷1171、1182、1183の1、1183の2、1184の2、字モミ1335の2、1336の2、字土ヤネ1360の2、1361の2に隣接する道路、水路である町有地の一部		

### 12 次の区域を大字大行事字仁惣町に編入する。

大字	字	地番
大行事	和田	1292の2

園田	1316の1の一部、1316の2の一部、1317の3、1317の4の一部、1317の5、1318の2、1319の2
灰ノ木	1432の2
コンゴウリウ	1435の2、1435の3、1436の3から1436の6まで、1438の2の一部
西鶴	1578の3、1580の2、1580の4、1580の5、1583の2、1584の1、1584の3、1584の5から1584の7まで、1585の4、1586の4、1587の1、1588の1、1588の4、1590の1、1590の2、1591の1、1591の2、1593の1、1593の2、1594の2、1595、1596の1
へボゲ	3409の1の一部、3410の一部
堂田	3429の2の一部、3429の6の一部、3464の一部
宮後	3438の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部並びに字和田1291、1292の1、1292の3、字園田1319の5、字ケナシ1424の2、1425の2、1426の2、1427、1430の1、1430の2、字灰ノ木1431、1432の1、1434の1、1434の3、字丸山3466に隣接する道路、水路である町有地の全部、字堂田3430の1の地先の水路である町有地の一部

### 13 次の区域を大字大行事字殿町に編入する。

大字	字	地番
大行事	園田	1316の1の一部、1316の2の一部、1317の1、1317の2、1317の4の一部、1317の6、1318の1、1318の3、1319の1、1319の3から1319の5まで、1320、1321
	モミ	1335の2の一部、1335の3の一部
	二柳	1346の1の一部、1346の2の一部、1348の1の一部、1348の2、1349から1351までの各一部
	下柳	1407の一部、1408の1の一部、1408の2の一部
	瓜生	1409の1、1409の2、1410、1411、1412の1の一部、1412の2の一部、1413の一部、1414から1416まで
	ケナシ	1417から1420まで、1421の1、1421の2、1422の1、1422の2、1423、1424の1、1424の2、1425の1、1425の2、1426の1から1426の3まで、1427、1429の1、1429の2、1430の1
	深町	1450の1の一部、1451の一部、1452の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部

14 次の区域を大字大行事字下牟田とする。

大字	字	地番
大行事	野田	882の1の一部、883から885までの各一部、925の1の一部、925の3の一部、926の一部、927の1の一部、1358、1362、1363の1から1363の3まで、1364の一部、1365から1371まで、1373の1の一部、1373の2の一部
	イリウ	931の2の一部、931の4の一部、931の8の一部
	殿町	1328の2の一部、1329の一部、1330の1の一部、1330の2
	モミ	1331の1、1331の2、1332の1、1332の2、1333、1334、1335の1、1335の2の一部、1335の3の一部、1335の4、1335の5、1336の1から1336の4まで、1340から1343まで
	鳥井ノ本	1337の1から1337の3まで、1337の5、1338の1から1338の5まで、1338の7、1338の8の一部、1338の10、1339
	二柳	1344、1345、1346の1の一部、1346の2の一部、1348の1の一部、1349から1351までの各一部
	上柳	1352から1354まで、1355の1、1355の2、1356
	土ヤネ	1357、1359、1360の1から1360の6まで、1361の1から1361の5まで
	下野田	1372
	安高	1374の一部、1376の一部、1377の一部
	アタカ	1375の一部、1400の一部
	瓜生	1347、1412の1の一部、1412の2の一部、1413の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部		

15 次の区域を大字大行事字安高に編入する。

大字	字	地番
大行事	長常	830の1の一部、830の2、832の1の一部、832の2
	ヌカブ	881の一部
	二柳	1351の一部

野田	1373の1の一部、1373の2の一部
アタカ	1375の一部、1391の1から1391の4まで、1398の1から1398の3まで、1399の1、1399の2、1400の一部
国分	1379から1386まで、1387の1、1387の2、1388の1から1388の3まで、1389の1から1389の4まで
安宅	1390の1から1390の5まで
屋敷	1392、1393の1、1393の2、1394の1、1394の2、1395の1、1395の2、1396の1、1396の2、1396の3の一部、1396の4、1396の5の一部、1396の7の一部、1397の一部
三反間	1401の1の一部、1401の2、1401の4の一部、1401の5、1401の6の一部、1402の一部、1403の1、1403の3の一部
島巡り	1404の一部、1405の1の一部
下柳	1406の一部、1407の一部、1408の1の一部、1408の2の一部
深町	1452の一部
寸号	1474の1から1474の4まで、1475から1480まで、1481の一部、1482、1483の1の一部、1484の1の一部、1484の2の一部、1485の1、1485の2、1486の1、1486の2
甲田	1487の1、1487の2、1521の1の一部、1521の2、1522の1の一部、1522の3の一部
メイタ	1488の1、1488の2、1492の1、1492の2、1494
メイ田	1489から1491まで、1493、1495の1、1495の2、1496、1497の1、1497の2
大内田	1498の1から1498の3までの各一部、1499の1の一部、1499の2、1504の1の一部、1504の2、1504の3の一部
幸田	1505の2、1505の3、1505の4の一部、1506の2の一部、1506の3、1506の5

これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部

16 次の区域を大字大行事字深町に編入する。

大字	字	地番
大行事	島巡り	1404の一部、1405の1の一部
	下柳	1406の一部、1407の一部

ケ ナ シ	1429の3、1429の4、1430の2
灰 ノ 木	1431、1432の1、1446、1447の1、1447の2、1448の1から1448の3まで
コンゴウリ ウ	1444の4の一部、1445の1から1445の3まで

これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部並びに字瓜生1410、字ケナン1424の1、1425の1、1426の1、字コンゴウリウ1444の1、1444の2に隣接する道路である町有地の一部

17 次の区域を大字大行事字山地に編入する。

大 字	字	地 番
大 行 事	屋 敷	1396の3の一部、1396の5の一部、1396の6、1396の7の一部、1397の一部、1470の1から1470の4まで、1471の1から1471の4まで
	三 反 間	1401の1の一部、1401の3、1401の4の一部、1401の6の一部、1402の一部、1403の2、1403の3の一部
	島 巡 り	1404の一部、1405の1の一部、1405の2
	深 町	1459の2、1458の3の一部
	木 田	1460の1、1460の2、1461、1468の1から1468の5まで、1469の1から1469の5まで
	川 上	1462の1、1462の2、1463の1、1463の2、1464の1から1464の4まで
	ア タ カ	1467
	安 高	1465の1、1465の2、1466の1、1466の2
	寸 号	1481の一部、1483の1の一部、1483の2、1483の3、1484の1の一部、1484の2の一部
	石 原	1513の3の一部、1513の4、1513の5の一部
	甲 田	1514の2の一部、1514の3、1514の4の一部、1517の4、1517の5、1518の2、1518の3、1519の2、1522の1の一部、1522の2、1522の3の一部
	門 田	1555の1の一部、1555の2、1557の1の一部、1557の2の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部		

18 次の区域を大字大行事字東町とする。

大 字	字	地 番
大 行 事	コンゴウリ ウ	1438の2の一部、1439の3、1439の4、1444の4の一部
	深 町	1456の1の一部、1456の2の一部、1456の5の一部、1457の1の一部、1457の2、1458の2、1458の3の一部
	山 地	1536の1の一部、1536の2の一部、1536の3、1536の4から1536の6までの各一部、1537の1から1537の4まで、1544の1、1544の2、1545の1、1545の2、1545の4から1545の6まで、1546の1、1546の6、1548の2
	門 田	1553の1から1553の5まで、1554の1、1555の1の一部、1556、1557の1の一部、1557の2の一部、1558の1、1558の2
	甲 ノ 木	1549の1から1549の4まで、1550の1から1550の3まで、1551の1から1551の3まで、1559の1から1559の3まで、1560の1から1560の3まで、1561の1から1561の3まで、1562の1から1562の3まで、1563の1から1563の4まで、1564の1、1564の2、1565の1、1565の2、1566の1、1566の2、1567、1573の1から1573の5まで、1574の1から1574の3まで
	甲 ノ 上	1568の1から1568の3まで、1569の1から1569の6まで、1570、1571、1572の1から1572の3まで
	西 鶴	1575の1、1578の1、1578の2、1578の4、1579、1580の1、1580の3、1581、1582の1、1582の2、1583の3
これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部並びに字門田1552、1553の6から1553の9までに隣接する道路、水路である町有地の全部		

19 次の区域を大字大行事字秋永とする。

大 字	字	地 番
大 行 事	三 角	3389の1、3389の2、3390の1、3390の3、3390の4、3391の1、3391の3、3391の4、3391の8、3392の1、3393の1、3393の2、3394の1、3394の2、3394の7、3407の1から3407の7まで、3550、3556、3557の1、3557の5
	久 木	3395の1、3395の2、3396から3400まで、3441から3443まで、3444の1、3444の2、3445の1、3445の2、3446、3447、3448の1、3448の2、3449の1から3449の6まで、3450の1から3450の5まで、3451から3453まで、3454の1から3454の3まで、3455の1、3455の2

宮 後	3401の1から3401の7まで、3433の1から3433の3まで、3434、3435の1、3435の2、3436の1から3436の4まで、3437の1から3437の5まで、3438の一部、3439、3440の1から3440の7まで
へ ボ ゲ	3402から3404まで、3405の1、3405の2、3406の1から3406の6まで、3408、3409の1の一部、3410の一部
仁 惣 町	3411の一部、3412の一部、3413の1の一部、3413の2の一部、3414の1の一部、3414の2の一部、3419の1の一部、3419の2、3420の1の一部、3420の2の一部、3421の2の一部、3422の2の一部、3424の1の一部、3424の2、3425の1の一部、3425の2の一部、3426の2の一部、3427の2の一部、3428の3の一部
堂 田	3429の1、3429の2の一部、3429の3から3429の5まで、3429の6の一部、3429の7から3429の10まで、3430の1から3430の3まで、3431の1、3431の2、3432の1から3432の9まで、3464の一部
井 ノ 尻	3456の1から3456の11まで
丸 山	3458の2、3463の2
居 屋 敷	3474の2から3474の4まで、3474の8、3475の2、3592の5
西 屋 敷	3524の2、3601の2
五 反 田	3539の1から3539の5まで、3540の1から3540の7まで、3541の1、3541の2、3542の1、3542の2、3543から3548まで、3549の1、3549の2
火 渡	3551から3554まで、3555の1、3555の2、3558の1、3559の1、3559の2、3560の1、3561の1、3561の2、3562
上 横 手	3563の1から3563の3まで、3563の4の一部、3577の1の一部、3577の2、3577の3の一部
宮 日 田	3564の1の一部、3564の4の一部、3571の2の一部
横 手	3572の1の一部、3572の2の一部、3573から3575まで、3576の1の一部、3576の2の一部、3576の3、3775の一部、3776の一部
下 横 手	3777の一部、3778の一部
狐 塚	3578の1から3578の3まで、3579から3582まで、3583の1から3583の6まで、3584の1から3584の5まで、3585の1から3585の4まで、3586の1から3586の4まで、3587の1、3587の2、3588の1から3588の3まで、3589の1から3589の3まで

堅 町	3590の2
聖 町	3591の2、3609の2、3610の2、3610の5から3610の7まで、3611の2、3611の3
焼 面	3752の1から3752の12まで、3753の1から3753の3まで、3754の1から3754の3まで、3755、3756の一部、3757、3758の1から3758の3まで、3759の1、3759の2、3760の一部、3761、3762の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部並びに字居屋敷3475の1、3535の2、3592の3、3592の4、字西屋敷3522の2、3523の2、3524の1、3537の1、3538、3601の1、字柳ノ内3749の1、3750、3751に隣接する道路、水路である町有地の一部

## 20 次の区域を大字大行事字島台とする。

大 字	字	地 番	
大 行 事	上 横 手	3563の4の一部、3577の1の一部、3577の3の一部	
	宮 日 田	3564の1の一部、3564の4の一部、3566の1、3566の4、3567の1、3567の6、3568から3570まで、3571の1、3571の2の一部	
	横 手	3572の1の一部、3572の2の一部、3572の3、3576の1の一部、3576の2の一部、3775の一部、3776の一部	
	柳 ノ 内	3747の1から3747の4まで、3748の1から3748の3まで、3749の1、3749の3から3749の9まで、3750、3751	
	焼 面	3756の一部、3760の一部、3762の一部	
	平 田	3763、3764、3765の1から3765の5まで、3766、3767、3768の1から3768の3まで、3769の3、3769の4、3770の4、3771の1、3771の2、3772の1、3772の2、3773の1、3773の2、3827の1から3827の3まで	
	メ ン ト 原	3774の1	
	下 横 手	3777の一部、3778の一部、3779	
	武 者 田		3780、3781、 <sup>3782</sup> / <sub>3783</sub> 、3784から3786まで、3787の1、3787の5から
			3787の7まで、3788の1、3788の4から3788の6まで、3789の1、3791の1から3791の6まで、3792、3793の1、3793の2、3794、3795、3799の1、3799の2、3802の1から3802の8まで、3804の1から3804の5まで、3805の1から3805の10まで、3806の1、3807の1、3807の4、3808の1、3808の3、3808の4

長畑	3790の1、3796の1、3796の2、3797、 <sup>3798</sup> / <sub>3800</sub> の1、 <sup>3798</sup> / <sub>3800</sub> の3、 3801、3803の1から3803の3まで、3810の1、3810の5、3810の6、3811の1、3811の5、3812の1、3812の4、3813の1、3813の4、3813の5、3814の1、3815、3816の1から3816の4まで、3817の1から3817の3まで、3818の1から3818の5まで、3819、3820の1から3820の3まで、3821の1から3821の6まで、3822、3823の1から3823の3まで、3824の1、3824の2、3825、3826
舞田	3828の1から3828の4まで、3829の2、3829の4、3829の5、3830の1、3830の2、3830の4、3830の5、3831の1から3831の3まで、3832の1から3832の3まで、3833の1、3833の2、3834の1、3834の2、3835の1、3835の2、3836の2、3837の2、3837の4
飛道	3838の3から3838の7まで、3840の2、3842、 <sup>3843</sup> / <sub>3844</sub> の1、3845の4、3845の5、3846の1から3846の3まで
厨子町	3847、3848の1、3848の2、3849の1、3849の2、3850、3851、3853の1、3853の3から3853の6まで、3854の1、3854の2、3855の1から3855の3まで
別所	3856の1、3856の2、3857の1、3857の2、3858、3859の2、3859の4、3860の1から3860の3まで、3861の1から3861の3まで、3862の3から3862の5まで、3862の7、3862の9、3863の1、3864の1、3864の3
妹町	3886の1、3886の2、3887の1、3887の3から3887の5まで、3888の1、3888の3から3888の7まで、3889の1、3889の3から3889の6まで、3890、3891、3892の1から3892の3まで、3893
西崩田	3894の1、3894の2、3895から3898まで、3899の1から3899の3まで、3900の1から3900の3まで、3901の1から3901の3まで、3910の1、3910の2、3911の1、3911の2、3912
六反田	3902の1、3902の2、3902の4から3902の7まで、3902の9、3903の1から3903の3まで、3904の1、3904の2、3905の1、3905の3、3905の5から3905の7まで
ヒガン田	3906の1から3906の3まで、3907、3913、3914
東崩田	3908の2、3908の3

三十田	3915の1、3915の2、3916の1、3917の1、3917の2、3924の1の一部、3927の1、3928の1、3929の一部、3930の一部
神田	3931の1の一部、3931の2、3931の3
無田田	3932の1から3932の5までの各一部、3932の6、3932の7の一部、3933の1から3933の4まで、3934から3936まで、3937の一部
三反田	3938の一部、3939

これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部並びに字メント原3774の2、3774の3に隣接する道路である町有地の全部

## 21 次の区域を大字大行事字安永とする。

大字	字	地番
大行事	三十田	3924の1の一部、3929の一部、3930の一部
	神田	3931の1の一部
	無田田	3932の1から3932の5までの各一部、3932の7の一部、3937の一部
	三反田	3938の一部
	四反田	4014の6、4014の7、4016の1、4017の2、4017の3、4017の5、4017の9、4017の10
	屋敷田	4018の1から4018の3まで、4019、4020の1、4020の2
	火渡	4021の1、4021の2、4022、4023、4024の1から4024の4まで
	上サクラ木	4025の1から4025の6まで、4026の1から4026の4まで
	苗代田	4027の1から4027の5まで
	火掛	4028の1から4028の4まで、4029の1、4029の3、4030の1、4030の2、4031の1、4032の1
	小河原	4047の1から4047の3まで、4048の1、4048の2、4049の1
	サクラ木	4050、4051
	下サクラ木	4052の1から4052の5まで
灰ノ木	4053、4054	
石原	4055から4057まで、4058の1、4058の2、4059の1、4059の2、4060	

深 町	4061、4062の1から4062の3まで、4063の1、4063の2、4064の1、4064の2、4065の1から4065の3まで、4065の6、4066の2、4066の5、4066の6
水 通	4085の2から4085の4まで
京 田	4087の1から4087の4まで、4088の1から4088の3まで、4089の1、4089の2、4090から4094まで
鍵 町	4095から4100まで
カギ 町	4101、4102の1、4103の1
国 迫	4104の1、4105の1
畦 ナ シ	4107の1、4108の1、4109の1、4110の1、4111の1、4112の1、4113の1、4114の1
水 町	4115の1、4115の5、4116の1、4116の5、4117の1、4117の5、4118の1、4118の5、4119の1、4123の1、4124
横 枕	4125の1から4125の3まで
堂 田	4126の1、4126の2、4127の1、4127の2
島 廻	4128の1、4128の2、4129、4130の1、4130の2、4131の1から4131の7まで
龍 毛	4132の1から4132の4まで、4133、4134、4135の1から4135の7まで
巡り 町	4161の2、4161の3、4162の1の一部、4162の2
松 崎	4163の2、4163の5、4164の5、4165の3、4166の3、4167の3

これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部

## 22 次の区域を大字大行事字宮ノ下に編入する。

大字	字	地 番
大 行 事	深 町	4066の1、4067、4068、4069の1、4069の2
	霜 月 田	4071の1、4072の1から4072の4まで、4073
	水 通	4084の1、4085の1
	巡り 町	4157から4160まで、4161の1、4162の1の一部

松 崎	4163の1、4164の1、4164の2、4165の1、4166の1、4166の4、4167の1、4167の4、4167の5
竹 ヱ 下	4168の1、4168の2、4169の1、4169の2、4170から4176まで
井 尻	4177から4184まで
帽 子 形	4408の2
岩 原	4455の1、4456、4457の1
鳥帽子形	4458から4463まで、4464の1から4464の3まで

これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部

## 福岡県告示第131号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成20年1月28日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 区域の名称 古門
- 2 区域の所在地 飯塚市内野
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から8号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と8号とを結んだ線に囲まれた区域

市	大字	字	地 番	標柱番号
飯塚	内野	古門	2004番	1号
			2018番	4号
			2022番	5号
			2019番	6号
			2015番1	7号
			2006番4	8号
		迫山王	2041番	2号

2042番

3号

## 福岡県告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年1月28日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	一般 国道	200号	前	飯塚市内野2467番32先から 同市内野2444番1先まで	16.0 ～ 93.0	116.0
			後	飯塚市内野2467番32先から 同市内野2444番1先まで	13.0 ～ 117.0	116.0
飯 塚	一般 国道	211号	前	嘉麻市漆生120番1先から 同市漆生111番先まで	13.0 ～ 14.0	127.0
			後	嘉麻市漆生120番1先から 同市漆生111番先まで	12.6 ～ 15.8	127.0

## 福岡県告示第133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年1月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年1月28日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
飯 塚	211号	嘉麻市漆生120番1先から 同市漆生111番先まで

## 福岡県告示第134号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年1月28日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂	県 道	筑紫野 古 賀 線	前	太宰府市御笠2丁目452番 6先から 太宰府市大字北谷1123番6 先まで	8.5 ～ 46.0	2,430.0
			後	太宰府市御笠2丁目452番 6先から 太宰府市大字北谷1123番6 先まで	8.5 ～ 121.0	2,430.0
			後	太宰府市御笠2丁目452番 6先から 太宰府市大字北谷1123番6 先まで	11.0 ～ 121.0	2,300.0
福 岡	県 道	福 岡 線	前	糟屋郡宇美町大字炭焼1番 1先から 太宰府市大字北谷861番5 先まで	8.0 ～ 14.0	115.0

那 珂	太 宰 府	後	糟屋郡宇美町大字炭焼1番 1先から 太宰府市大字北谷861番5 先まで	9.0 ~ 59.0	115.0
-----	-------	---	--	------------------	-------

## 福岡県告示第135号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成20年1月28日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 スーパーセンタートライアル遠賀店
- (2) 所在地 福岡県遠賀郡遠賀町大字尾崎字上ノ越1606番2 外

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

## (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

- ・北側町道出入口付近は、交通事故防止のためカーブミラー・看板・路面表示・街灯の設置などの対策をお願いしたい。
- ・敷地内北側出入口通路は傾斜がかなりあるため、凍結防止や滑り止め等の対策をお願いしたい。
- ・国道3号線側道と町道山手線の交差点については、交通安全上信号機を設置することが望ましいことから、公安委員会に信号機設置に向け継続して働きかけをお願いしたい。なお、信号機が設置されるまでの間、代替措置として既存のカーブミラーを拡大することで対応をお願いしたい。また、3号線を利用して北九州方面へ向かうには、更にもその先の交差点を横切る必要がある。この交差点は見通しが悪いことに加え、付近には中学校のグラウンドがあり、児童・生徒の通学路にもなっていることから、この交差点についても同様の対応をお願いしたい。

- ・3号線本線から側道への入口を封鎖した場合、現在3号線 側道 町道という利用形態をとられている近隣住民からの苦情が出ることが予想される。

## (2) 歩行者の通行の利便の確保等

- ・北側町道及びグラウンド周辺の道路は、通学路に指定されているため、登下校時の児童・生徒の安全対策をお願いしたい。

## (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

- ・届出書の記載どおり実施され維持すれば問題なし。

## (4) 騒音の発生に係る事項

- ・届出では24時間営業となっており、周辺の生活環境を悪化させる恐れがあるため、住民に配慮し、営業時間の短縮について検討していただきたい。
- ・騒音の発生する設備及び敷地内における車両の騒音等により周辺の生活環境を悪化させる恐れがあるため、十分な騒音・遮音対策をお願いしたい。

## (5) 廃棄物に係る事項等

- ・来客による周辺地域へのゴミのポイ捨てが予想されるため、ゴミの拡散防止・収集対策を事業者の責任において行っていただきたい。

## (6) 街並みづくり等への配慮等

- ・合併処理浄化槽は十分な管理がなされないと本来の機能を発揮しない。下流域では農作物も栽培されている。排水水質を悪化させないように十分なメンテナンスをお願いしたい。
- ・近隣住民から照明等の光に関する苦情が出ないように配慮していただきたい。
- ・深夜、敷地内が青少年等の溜まり場になり、店舗内外で迷惑行為や犯罪が起きることが予想されるため、巡回や警備を行うことで溜まり場にならないようにし、近隣住民に不安を与えることがないようにしていただきたい。

- ・当該店舗は24時間営業で、周辺に民家もある。また、敷地から出庫する車両は全て北側及び東側の町道に出ることになる。この町道は歩道も設置されておらず道路幅員も狭く、交通安全施設も不十分であることから近隣住民への影響は免れない状況にある。開店にあたり、近隣住民に対し十分な説明を行い、要望等に責任ある対応をお願いしたい。

## (7) その他

- ・事前予測以上の結果、想定外の問題及び近隣住民の生活に支障が生じる事態が発生した場合は、真摯に協議に応じ責任ある対応をお願いしたい。

## 福岡県告示第136号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年1月28日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サンリブ宗像
- (2) 所在地 福岡県宗像市くりえいと一丁目5番1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

## 福岡県告示第137号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年1月28日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 届出年月日

平成20年1月10日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サニー小郡店
- (2) 所在地 福岡県小郡市美鈴の杜一丁目1番地3

## 3 大規模小売店舗の所在地の住居表示

変 更 前	変 更 後
小郡市美鈴の杜2街区1号	小郡市美鈴の杜一丁目1番地3

## 公 告

## 公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年1月28日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量  
夜光チョッキ 1,200着
- (2) 調達物品の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
平成20年3月31日（月）
- (4) 納入場所  
福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所

## 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

## 3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年2月4日現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
11	01	繊維	AA、A
12	01	百貨	

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有すること。
- (4) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより、当県職員の立会いの下に検査に応じられること。
- (5) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (6) 納入する物品に必要なとる生地等の供給を受けられること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- (8) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- (9) 下記のいずれかの条件を満たすこと。
- ア 福岡県内に本店を有する事業者であること。
- イ 福岡県内に支店又は営業所等を有し、かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者であること。

- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2233

- 5 入札参加申請書の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。

- (2) 提出場所

4の部局とする。

- (3) 提出期間

平成20年1月28日（月）から平成20年2月4日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

- (4) 提出方法

直接又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

- 6 入札参加の確認結果の通知

5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。

- 7 契約条項を示す場所

4の部局とする。

- 8 入札説明書の交付

- (1) 期間等

平成20年1月28日（月）から平成20年2月4日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

- (2) 場所

4の部局とする。

- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- 10 入札書の提出場所及び受領期限

- (1) 提出場所

4の部局とする。

- (2) 受領期限

平成20年2月8日（金）午後6時00分

- (3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

## 11 開札の場所及び日時

## (1) 場所

福岡県警察本部地下1階入札室

## (2) 日時

平成20年2月12日(火) 午前10時00分

## 12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

## 13 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

## (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

## 14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

## 15 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 16 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第16号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成20年1月28日

福岡県公安委員会

### 1 講習の日時、場所等

#### (1) 講習の日時

平成20年2月29日（金）午前10時から午後5時までの間

#### (2) 講習の場所

飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署会議室

#### (3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

### 2 猟銃等講習会の時間及び科目

時間	科目
10:00～15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30～16:30	講習結果に対する考査
16:30～17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

### 3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。

- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

### 福岡県公安委員会告示第17号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成20年1月28日

福岡県公安委員会

### 1 講習の日時、場所等

日 時	場 所	講習警察署
平成20年2月18日（月） 13:30～16:30	北九州市八幡西区東王子町2番1号 八幡西警察署 会議室	八幡西警察署
平成20年2月19日（火） 13:30～16:30	飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室	飯塚警察署
平成20年2月20日（水） 13:30～16:30	宗像市東郷1丁目2番2号 宗像警察署 会議室	宗像警察署
平成20年2月20日（水） 13:30～16:30	柳川市三橋町今古賀53番地1 柳川警察署 会議室	柳川野警察署

### 2 猟銃等講習科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

### 3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等

取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。

- (5) やむを得ない理由で受講場所を変更したい時は、指定受講日の2日前までに住所  
地を管轄する警察署に申請の上、指定受講月日及び場所の変更承認を受けた者に限  
り、他警察署の講習会を受講することができる。
- (6) 講習会に関する問い合わせは、住所地进行を管轄する警察署に対して行うこと。

雑 報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により福岡県知事から委任さ  
れた平成19年度行政書士試験（平成19年11月11日実施）の合格者を次のように発表する

平成20年1月28日

財団法人行政書士試験研究センター

理事長 木 寺 久

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
7910003	7910115	7910247	7910414	7910608
7910011	7910121	7910265	7910422	7910610
7910016	7910131	7910285	7910426	7910629
7910023	7910143	7910289	7910431	7910635
7910030	7910145	7910298	7910436	7910688
7910040	7910161	7910302	7910445	7910693
7910046	7910165	7910304	7910458	7910694
7910047	7910176	7910305	7910468	7910714
7910053	7910184	7910307	7910499	7910742
7910059	7910189	7910309	7910510	7910751
7910071	7910190	7910320	7910515	7910769
7910072	7910196	7910348	7910525	7910779
7910076	7910198	7910352	7910531	7910783
7910077	7910207	7910362	7910536	7910784
7910082	7910214	7910364	7910554	7910788
7910094	7910217	7910379	7910571	7910791
7910095	7910218	7910385	7910589	7910795
7910105	7910224	7910391	7910594	7910811
7910106	7910241	7910396	7910595	7910821
7910113	7910246	7910407	7910596	7910833

7910837	7911106	7911370	7911731	7912466
7910843	7911135	7911378	7911736	7912493
7910850	7911144	7911388	7911749	7912580
7910861	7911152	7911391	7911755	7912589
7910871	7911155	7911412	7911837	7912620
7910908	7911157	7911418	7911842	7912649
7910920	7911170	7911425	7911878	7912665
7910943	7911198	7911508	7911881	7912713
7910944	7911201	7911529	7911886	7912740
7910950	7911208	7911541	7911908	7912921
7910951	7911210	7911553	7911929	7912946
7910969	7911219	7911563	7911950	7912955
7910974	7911231	7911567	7911957	7912967
7910978	7911237	7911583	7912053	7912988
7910983	7911248	7911605	7912085	7912989
7910984	7911252	7911613	7912129	7912992
7910989	7911270	7911638	7912131	7913003
7910999	7911272	7911642	7912146	7913011
7911021	7911276	7911645	7912162	7913030
7911025	7911284	7911651	7912167	7913038
7911034	7911288	7911657	7912174	7913093
7911036	7911290	7911659	7912235	7913097
7911057	7911292	7911691	7912322	7913134
7911058	7911298	7911698	7912359	7913193
7911059	7911323	7911712	7912363	7913220
7911065	7911352	7911719	7912382	7913227
7911075	7911360	7911720	7912412	7913262
7911087	7911364	7911729	7912418	7913289

--	--

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）  
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



訂正割合率100%未満を適用しています